

オープンバッジ発行サービス契約約款

第1条（約款の適用）

本約款は、株式会社ネットラーニングホールディングス（以下「当社」という）が所有、運営する「オープンバッジ発行システム」（以下「本システム」という）により提供するオープンバッジ発行サービス（以下「本サービス」という）を利用する企業や学校等の法人（以下「利用法人」という）と当社との間に適用されます。

2. 以下に定める当社の行為、権利・義務の行使については、当社の日本国内のグループ会社、および当社と販売代理店、または販売委託契約を結んでいる販売代理店、または販売委託先（法人）にその一部を代行・代理させることがあります。

第2条（約款の変更）

当社は、利用法人の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は変更後の本約款によります。

2. 変更後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、本システム上に表示した時点から30日の周知期間を経過することをもってその効力を発するものとします。

第3条（サービス内容等の変更）

当社は、利用法人への事前の通知なくして本サービスの内容、名称を変更することがあるものとします。

第4条（一般財団法人オープンバッジ・ネットワークへの入会）

本サービスの利用は、利用法人の一般財団法人オープンバッジ・ネットワークへの入会を前提としています。一般財団法人オープンバッジ・ネットワークは、オープンバッジの発行団体としての適格性を判断し認定している財団法人です。

2. 一般財団法人オープンバッジ・ネットワークへの入会に関する条件は、一般財団法人オープンバッジ・ネットワークの会員規約に従うものとします。
3. 一般財団法人オープンバッジ・ネットワークの入会やサービスの利用に関して発生する一切のトラブルや損害について、当社は一切の責任を負いません。

第5条（利用開始）

利用法人は、本サービスを自社の従業員等に利用させる場合、本約款に同意のうえ、別途、本サービスの利用を申込み当社所定の書類（以下「オープンバッジ発行サービス申込書」という）の提出をするものとします。

2. オープンバッジ発行サービス申込書内に記載された管理責任者が変更となる場合は、利用法人は速やかに当社に通知するものとします。

第6条（定義）

本約款に定める用語は、以下の定義によるものとします。

(1) オープンバッジ

本サービスを通じて発行された1 EdTech Consortium, Inc. が定める世界標準である「Open Badges v2.0」および「Open Badges v3.0」に準拠したデジタル表示とします。オープンバッジは、その発行者が提供する以下の情報をあらわすものとします。

- ・ 資格認定・講座修了・学業単位取得・業績等の履歴、学習成績、資格・単位の取得情報、卒業証書や修了証書、卒業証明書、成績証明書等の証明
- ・ ボランティア、学長賞・社長賞等の表彰

- ・ 参加証、体験・経験・知識等の認定
- ・ 学生証・社員証・会員証等の身分証

(2) 受領者

オープンバッジを受領する権利を有した者とします。

(3) オープンバッジ発行

利用法人が受領者に対し、オープンバッジを発行すること。なお、発行時点でオープンバッジ発行における発行の権利が行使されたものとします。

(4) オープンバッジ管理者

利用法人が、利用法人の社員等の中から選任したオープンバッジ発行にかかわる業務の担当者。

(5) オープンバッジウォレット

当社のグループ会社である株式会社 LecoS（以下「LecoS」という）が提供する、受領者が受領したオープンバッジをインターネット上に表示させる機能。

(6) API キー

本サービスの API を利用するために発行されるキー。

第7条（オープンバッジ発行サービス申込書）

本サービスに関し、発行数、利用期間、利用料金、その他オプションサービスの設定料金、支払方法、支払期日等は、本約款に定めるものを除きオープンバッジ発行サービス申込書にて定めます。

2. 当社は、利用法人の承諾を得ることなく、事前の通知をもって利用料、料金体系及び支払方法等を随時変更することがあります。
3. オープンバッジ発行サービス申込書に本約款と異なる内容を規定するときは、オープンバッジ発行サービス申込書を優先するものとします。

第8条（契約期間および更新）

本約款に基づく契約の存続期間は1年間とします。

2. 契約期間終了の1か月前までに本サービスの解除の申し出がない場合、本契約は自動的に1年間更新されます。
3. 契約が終了した場合、本契約に基づく利用法人の本サービス利用の権利は消失します。

第9条（サービスの利用取消し及び利用中止）

当社は利用が開始された本サービスの利用料金、その他オプションサービスの設定料金の返金には応じないものとします。

第10条（オープンバッジ管理者）

利用法人はオープンバッジ管理者を、当社所定の手続により届け出るものとします。

第11条（オープンバッジ管理者アカウントの提供）

当社は、本約款に基づき登録された利用法人のオープンバッジ管理者に対し、オープンバッジ発行やその他オプションサービスの利用を許諾するアカウントを提供するものとします。

2. 前項により提供されたアカウントは、オープンバッジ管理者による使用に限定されるものとします。

第12条（オープンバッジの発行）

当社は、受領者に対し、本システムを通じてオープンバッジを発行する旨をメール送信

します。

第 13 条（オープンバッジウォレット利用規約）

受領者は、オープンバッジ発行システムから示された手順にしたがい、LecoS が別途定める「オープンバッジウォレット利用規約」に同意することにより、オープンバッジウォレットを利用できるものとします。

第 14 条（受領者 ID の発行）

オープンバッジ管理者は、受領者に対し固有の ID およびパスワードを発行します。

2. ID およびパスワードの利用は、当該 ID およびパスワードの受領者に限定します。

第 15 条（オープンバッジ管理者のアカウントと API キーの管理責任）

利用法人は、発行されたオープンバッジ管理者のアカウントおよび API キーの使用と管理について、当社の責に帰す場合を除き、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は、当社が発行したオープンバッジ管理者アカウントおよびオープンバッジ管理者が発行したオープンバッジ管理者および受領者のアカウント、ならびに API キーが第三者に使用されたことによって利用法人が被る損害について、当社の責に帰す場合を除き、一切の責任を免責されるものとします。
3. 利用法人は、オープンバッジ管理者および受領者のアカウントならびに API キーが盗まれたことや、第三者に使用されていることを知った場合には、当社に遅滞なく通知するものとします。

第 16 条（個人情報）

当社は、以下の情報を個人情報として取扱い、本システムに保存します。

- (1) オープンバッジ管理者の登録情報（氏名、e メールアドレス、所属）および受領者のオープンバッジ発行にあたり必要となる登録情報（氏名、e メールアドレス、生年月日、所属、学生番号・社員番号・会員番号等の識別符号、顔写真等）。
 - (2) 利用法人が受領者に発行したアカウント。
 - (3) 請求書発行先担当者の氏名、所属法人名、所属部署、役職、e メールアドレス等、請求書発行にあたり必要となる登録情報。
2. 当社は、利用法人および受領者より前項以外の個人情報の提供は受けないものとします。

第 17 条（個人情報の使用範囲）

当社は、前条に規定する個人情報を、以下の目的のために使用することができるものとします。

- (1) 本サービスを実施するため。
 - (2) 本サービスに付帯する業務を遂行するため。
2. 前項に定める他、以下の項目に該当する場合を除き、当社は前条で規定される個人情報を第三者に開示しないものとします。
 - (1) 利用法人および受領者が個人情報開示について別途同意している場合。
 - (2) 1 項の利用目的を達成するために、第三者に個人情報の取り扱いを委託する場合。
 - (3) 営業譲渡、分社等により営業資産の一部として、個人情報を第三者に引き継ぐ場合。
 - (4) 受領者または公衆の生命、健康、財産など重大な利益、および公共の利益を保護するために必要な場合

3. 当社は個人情報の取り扱いに関しては、本約款の規定のほか、当社の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いに従います。
4. 当社は、メール送信等の業務において、米国に所在するクラウドサービス（例：Google、Microsoft、Twilio等）を利用する場合があります。これらのクラウドサービスにより、個人情報が国外に保存・処理される可能性があります。クラウドサービス提供者が個人情報を取り扱うことはなく、適切なアクセス制御を実施しています。

第 18 条（資料等の提供および管理）

利用法人および当社は、相手方に対し本サービスを遂行する上で必要となる技術資料、業務資料等を必要に応じて、相手方へ無償、または有償で貸与または提供するものとします。

2. 利用法人および当社は、前項の資料等について、善良な管理者の注意をもって取り扱いおよび保管するものとします。
3. 利用法人および当社は、本約款が終了したとき、または相手方から返還を求められたときは、直ちに当該資料等を相手方に返還するものとします。

第 19 条（機密保持）

利用法人および当社は、本約款に基づき相手方から開示、提供されたアイデア、ノウハウ、技術情報、営業情報、利用法人および利用者の個人情報、その他の情報（以下「秘密情報」という）について機密を保持するものとし、これらを本約款における業務遂行のためにのみ使用するとともに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号の情報は、前項に定める守秘義務の対象外とします。
 - （1）開示を受けた際、既に自ら所有し、または第三者から入手していたもの。
 - （2）開示を受けた際、既に公知であったもの。
 - （3）開示を受けた後、自らの責に帰し得ない事由により公知となったもの。
 - （4）開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したものの。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、法律、証券取引所の規則、拘束力を持った判決、裁判所または監督官公庁による法令に基づく要求等により相手方の秘密情報を開示することを求められた場合、当該相手方に事前（事前にできないときは事後速やかに）に通知の上で、開示する秘密情報を最小にするよう努めたうえで、当該秘密情報の当該要求等を実施した司法機関、行政機関等に開示することができるものとします。

第 20 条（知的財産権の帰属）

利用法人が発行した個別のオープンバッジに関する著作権、商標権等の知的財産権（以下「知的財産権」という）は、利用法人のものとします。

ただし、当社は利用法人の事前の承諾を得ることにより、以下の利用をすることができるものとします。

- （1）当社のホームページ等にお客様事例として利用法人のオープンバッジを掲載すること。
- （2）利用法人のオープンバッジ利用に関する情報を当社発信の SNS 等に投稿すること。
- （3）当社のグループ会社および関連団体のホームページ等にお客様事例として利用法人のオープンバッジを掲載すること。

第 21 条 (利用状況データの利用)

当社は、本サービスの利用状況データの取得・解析のために、「Google Analytics」及び「Clarity」を利用することがあります。個人を特定する情報を含むことなく、利用状況データを収集することがあります。この機能は、オープンバッジ管理者が利用するブラウザの設定で Cookie を無効にすることで収集を拒否することができます。当社は、「Google Analytics」及び「Clarity」の利用による損害についてその一切の責任を免責されるものとします。

- ・GoogleAnalytics 利用規約
(<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>)
- ・Google ポリシーと規約ページ
(<https://policies.google.com/technologies/ads?hl=ja>)
- ・Clarity 利用規約
(<https://clarity.microsoft.com/terms>)
- ・マイクロソフトのプライバシーに関する声明
(<https://privacy.microsoft.com/en-us/privacystatement>)

第 22 条 (オープンバッジ利用上の禁止事項)

利用法人は、オープンバッジを利用する上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) アカウントを不正に使用する行為。
- (2) 当社が当該サービスを運用するための本システムの全部または一部を改ざんする行為。
- (3) 当社の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 著作権侵害にあたるようなオープンバッジの利用等、公序良俗に反するオープンバッジの作成および利用。
- (5) 上記各号の他、法令、本約款に違反する行為。

第 23 条 (サービス中断)

当社は、次の各号の一に該当する場合、利用法人に事前の通知をすることにより一時的に本サービスを中断することができるものとします。

- (1) 当社が当該サービスを運用するための本システムの保守を定期的に行う場合。
 - (2) 運用上または技術上、当社が当該サービスを運用するための本システムの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合、利用法人に事前に通知することなく一時的に、本サービスを中断することができるものとします。この場合、当社は速やかに事後に利用法人に通知するものとします。
- (1) 当社が当該サービスを運用するためのシステムの保守を緊急に行う場合。
 - (2) インターネット上に不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
 - (3) 当社が本サービスにおけるインターネット接続を委託している、インターネット接続サービス事業者が保有する通信設備などに不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
 - (4) 火災、停電等により当社が当該サービスを運用するためのシステムが利用できなくなった場合。
 - (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により当社が当該サービスを運用するためのシステムの利用ができなくなった場合。
 - (6) 疫病、伝染病の蔓延により当社が当該サービスを運用するためのシステムの利用

ができなくなった場合。

(7) 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当社が当該サービスを運用するためのシステムの利用ができなくなった場合。

3. 当社は、ここで定めるサービスの中断の場合、利用期間の延長や利用料の返金には応じないものとします。また、サービスの中断に起因する受領者または第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第24条（サービス提供の廃止）

当社は、本サービスの全部または一部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は3カ月以上前までに利用法人に対し通知するものとします。

2. 当社は、前項に基づきサービスの提供の一部または全部を廃止したことによって利用法人に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第25条（反社会的勢力の排除）

利用法人または当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約（又は表明保証）します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第26条（契約の解除）

利用法人または当社は、相手方が次の各号のうち1つ以上に該当した場合、少なくとも1ヶ月の猶予期間を設けて文書により、是正するよう催告するものとします。催告にもかかわらず相手方の履行または是正がみられない場合、利用法人または当社は本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書の一部または全部を解除することができるものとします。

- (1) 故意または過失により、相手方に損害を与えたとき。
 - (2) 正当な理由なく本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書に基づく責務の履行を怠ったとき。
 - (3) 相手方が本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書の条項に違反したとき。
 - (4) オープンバッジ管理者との連絡が不能となり、または組織変更その他で責任の所在が不明になる恐れがあると当社が判断したとき。
2. 利用法人または当社は、以下の各号のうち1つ以上に該当した場合、相手方は何等の通知・催告等を要せず直ちに本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書の一部または全部を解除することができるものとします。
 - (1) 公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押えを受けたとき。
 - (2) 手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、または破産その他倒産手続開

始の申し立てがあったとき。

(4) 解散、清算、または事業の全部またはその重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(5) 天災等の不可抗力により本件業務の実施が不可能となったとき。

(6) 第25条の定めに反したとき。

3. 利用法人の都合で契約を解除する場合、既に支払われた利用料は返金しないものとします。

第 27 条（契約の解除や終了時のアクセス制限）

前条に記載の解除条件に該当した場合や、利用法人が契約の解除を申し出た場合や、契約を継続せずに終了をする場合、オープンバッジ管理者は、特定の機能やデータへのアクセスが制限されます。

2. 前項によるアクセス制限で発生した利用法人の損害、受領者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、または第三者の損害に対して、当社は一切の責任を負わず、損害賠償義務を負わないものとします。

第 28 条（損害賠償）

利用法人および当社は、自らが本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書に基づく責務を履行せず、これを原因として相手方に損害を与えたときは、本約款またはオープンバッジ発行サービス申込書の解除の有無にかかわらず、因って生じた損害について、互いに相手方に賠償責任を負うものとします。ただし、損害賠償額は、当該契約に基づき支払われた契約金額 1 年分を上限とし、賠償の対象は直接かつ通常の損害に限りません。

第 29 条（免責）

本サービスの内容は、当社がその時点で提供可能なものとします。

2. 当社は本サービスの利用により発生した受領者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、または第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとし損害賠償義務を一切負わないものとします。
3. 当社は本サービスの中断・廃止などの発生により本サービスを利用できなかったことにより発生した受領者または第三者が被ったいかなる損害について理由を問わずいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第 30 条（協議事項）

本約款に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、利用法人と当社が誠意をもって協議解決を図るものとします。なお、解決にあたり費用が発生した場合、利用法人当社いずれか一方の責に帰さない限り、原則として利用法人、当社平等に負担するものとします。

第 31 条（合意管轄）

利用法人、当社間において本約款について紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

本約款は 2025 年 1 月 1 日より施行します。
本約款は 2025 年 5 月 7 日より改定施行します。
本約款は 2026 年 1 月 5 日より改定施行します。